

契 約 説 明 書

入札順 4/8 午後

工事名	町道本浜岡部線改良工事
工事場所	豊田郡大崎上島町明石
入札(予定)年月日	令和8年10月27日(火) 13時30分
入札場所	大崎上島町役場本庁入札室
予定工期	着手 契約締結の日の翌日 完成 令和9年3月19日
特約事項	前金払 : 有 (4/10以内) 中間前金払 : 有 (2/10以内) 部分払 : 無
最低制限価格	有
契約保証金	免除。(ただし、本年度及びその前2年度の間には本業務と種類を同じくし、かつ規模を同等以上とする契約を町又は国もしくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結した実績がない場合は、契約の保証金の納付を要する。)
その他	・大崎上島町財務規則、建設工事執行規則及び建設業法等関係法令の定めるところによる。

入 札 条 件

1 入札保証金

大崎上島町財務規則第 98 条第 2 項の規定により、免除する。

2 契約保証金

契約の保証は、免除とする。ただし、本年度及びその前 2 年度の間には本工事と種類を同じくし、かつ規模を同等以上とする契約を町又は国若しくは他の地方公共団体と 2 回以上にわたって締結した実績が無い場合は、契約の保証の納付を要する。

3 入札執行上の注意事項

- (1) 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか、入札室の出入りを禁止する。
- (2) 入札執行中は、入札者の私語、放言等は禁止する。
- (3) 入札室には入札に必要な者以外は入室してはならない。ただし、入札執行者が特に必要と認めた場合は入室を許可することができる。
- (4) 入札書の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押さなければならない。
- (5) 提出された入札書及び工事費内訳書の手換え、引替え、又は撤回は認めない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 代理入札

入札者の代理人として入札しようとする者は、あらかじめ委任状を提出して代理人として確認を受けなければならない。

5 工事費内訳書について

- (1) この工事は、入札参加者から入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。入札の際に、工事費内訳書の提出がない場合、入札に参加することができない。
工事費内訳書の提出方法等については、書面により工事費内訳書を作成し、次の事項を記載し、入札書を提出する際に提出すること。
 - (ア) 提出者の商号又は名称及び代表者名
 - (イ) 当該入札等に係る建設工事等の名称及び場所
- (2) 工事費内訳書については、本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載を求めるが、様式は指定しないものとする。

- (3) 提出された工事費内訳書が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。(その者の行った入札を無効とする。)
- (ア) 記名押印がない場合
 - (イ) 工事名に誤りがある場合
 - (ウ) 本工事・附帯工事内訳書(種別程度)の記載がない場合
 - (エ) 入札書に記載した価格と入札時に提出された工事費内訳書に記載している工事費総額が相違している場合
- (4) 入札参加者は、適切な見積りに基づいて入札するよう努めなければならない。
- (5) 入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足る事実があると認められる場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出するものとする。
- (6) 工事費内訳書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された工事費内訳書は、返却しないものとする。

6 落札者の決定

- (1) 落札者は、町の予定価格以内で最低価格の入札をした者とする。ただし、最低制限価格の設定のある場合は、予定価格以内であって最低制限価格以上の最低価格の入札をした者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合くじ引きを拒否することはできない。

7 無効入札に関する事項

次に該当する場合は、その入札を無効にする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 工事名に誤りがある場合
- (3) 記名押印のない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 入札が取り消すことができる無能力者の意志表示であるとき。
- (6) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (7) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (8) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をして入札をしたとき。
- (9) 入札者が連合(談合)して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (10) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (11) 工事費内訳書の提出がないとき。

8 再度入札

再度入札は行わない。

9 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
 - (ア) 入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵送するものとする。
 - (イ) 入札中にあっては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

10 入札の打ち切り

指名競争入札を打ち切る場合は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入札前にあっては、指名を受けた者が1人を残し他の指名を受けた者が辞退した場合
- (2) 入札中（再度入札を除く。）にあっては、入札参加者1人を残し他の参加者が辞退し又は無効となった場合

11 建設リサイクル法関係書面の提出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年度法律第104号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する「**対象建設工事**」（下記《**対象建設工事の定義**》参照）を請け負おうとする者は、法第12条第1項に基づき、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、請負契約の当事者は、法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。）第4条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から5日以内に、発注者（工事担当課）に対して、「法第12条第1項に基づく書面」を提出し、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明した後、発注者（契約担当課）に対して、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」を提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。なお、この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

- (1) 「法第12条第1項に基づく書面」は、別紙様式（12条関係様式）により作成すること。

- (2) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」は、別紙様式（13条関係様式）により作成すること。
- (3) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化に要する費用」は直接工事費とすること。
- (4) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「再資源化に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

《対象建設工事の定義》

「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。

（ア）特定建設資材（1品目以上）

- ① コンクリート
- ② コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③ 木材
- ④ アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計 80㎡以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 500㎡以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額 1億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額 500万円以上

（注）解体・増築の場合は、各々解体・増築に係る床面積をいう。

12 現場代理人届並びに工程表の届出

現場代理人届並びに工程表を契約締結後14日以内に届け出ること。

13 建設業退職金共済制度について

受注者は、工事（当分の間、請負代金額が300万円以上の工事に限る。）に係る建設業退職金共済制度における共済証紙（以下「共済証紙」という。）を購入した場合（工事請負契約の変更等により追加購入した場合も含む。）は、購入状況を工事完成時までに発注者に書面で報告するものとする。この報告に当たっては、共済証紙を販売する金融機関が発行する発注者用掛金収納書を添付するものとする。

14 その他の留意事項

- (1) 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正を害する行為は行わないこと。
- (2) 建設業法に違反する一括下請契約、いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態により工事を実施する等契約当事者間の信頼を損なう行為は行わないこと。

- (3) 入札に際し、不正な行為又は疑惑を招く行為は行わないこと。

15 質問書の提出

入札に参加しようとする者は、入札閲覧仕様書（契約条項、仕様書、図面等をいう。）に関して質問がある場合は、次により入札閲覧仕様書に関する質問書を提出することができる。

(1) 提出方法

書面又は Fax により大崎上島町総務課行政係に提出すること。

(2) 提出期限

原則、質問書は、入札日の前週水曜日（入札日が月曜日又は月曜日が閉庁日の場合は、前週火曜日）までに提出すること。

仕 様 書

令和8年9月

大崎上島町

工 事 名 町道本浜岡部線改良工事

構 造 概 要

道路改良に伴う支障物件解体工事	1棟 106.79m ²
木造2階建て瓦葺 延床面積104.27m ²	
木造倉庫平屋 2.52m ²	

備 考

特記仕様書

1. 工事名称

町道本浜岡部線改良工事

2. 工事場所

大崎上島町明石

3. 工事概要

3.1 解体対象建物

- 構造：木造
- 階数：地上 2 階建
- 延床面積：106.79 m²
- 屋根：瓦葺き

3.2 工事範囲

- 建築物本体解体撤去
- 基礎撤去
- 外構撤去（門柱、ブロック塀、土間コンクリート等）
- 残置物撤去（別途指定分）
- 整地工事
- 発生材処分

4. 適用基準等

本工事は以下の法令・基準等による。

- 建設業法
- 労働安全衛生法
- 建設リサイクル法

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 騒音規制法
- 振動規制法
- 石綿障害予防規則
- 大気汚染防止法
- フロン排出抑制法
- ダイオキシン類対策特別措置法
- その他関係法令

5. 事前調査

5.1 近隣調査

着工前に周辺建物、工作物及び道路等の現況調査を実施し、写真記録を行うこと。

5.2 埋設物調査

給水、ガス、電気、下水道その他埋設物の位置を確認し、関係事業者と協議すること。

5.3 有害物質調査

工事着手前にアスベスト含有建材調査を実施し、法令に基づき報告及び処理を行うこと。

6. 仮設工事

6.1 仮囲い

工事期間中は高さ 1.8m 以上の仮囲いを設置すること。

6.2 防音シート

建物外周に養生足場及び防音シートを設置すること。

7. 解体工事

7.1 解体順序

以下の順序を基本とする。

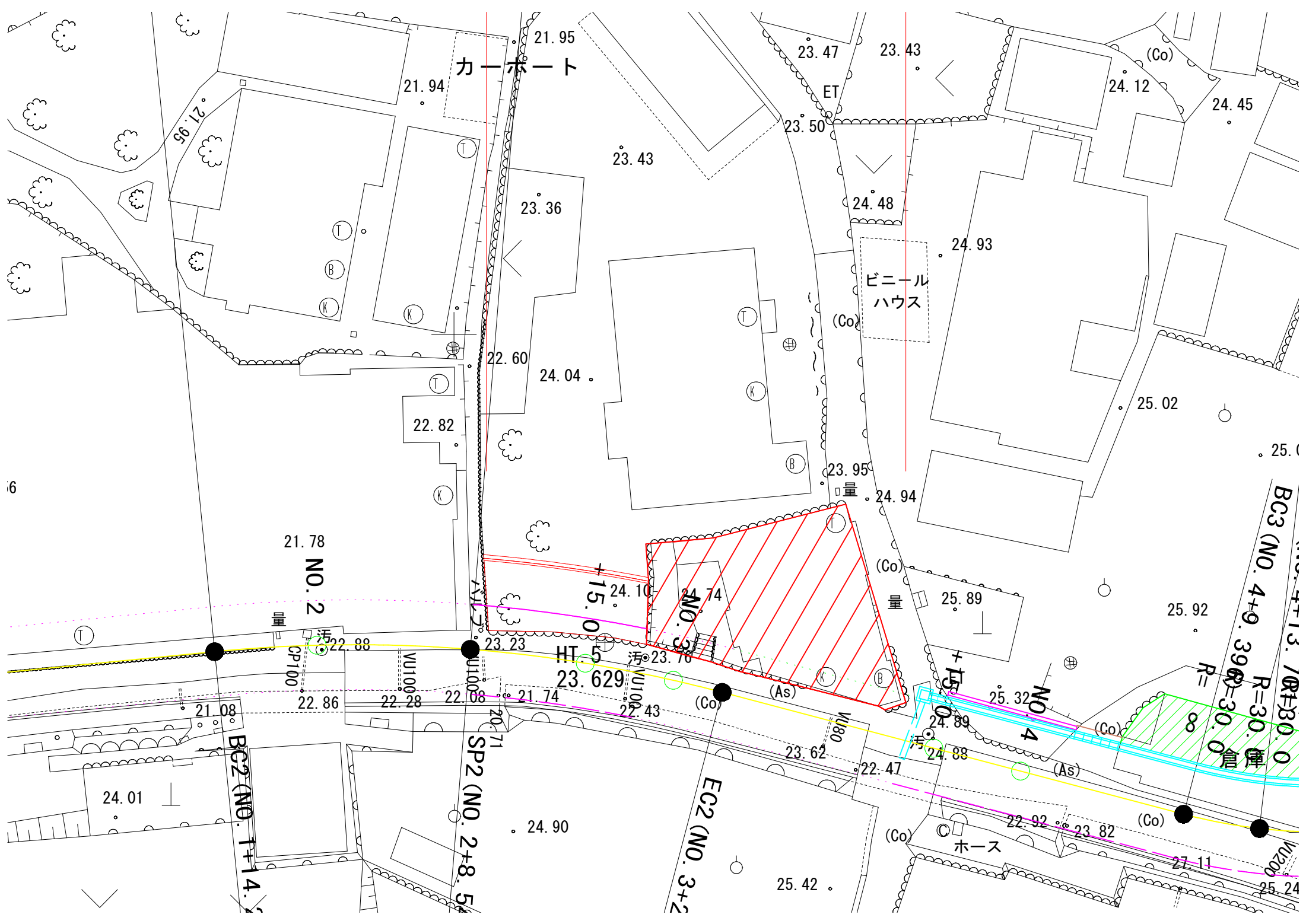
1. ライフライン停止確認
2. 残置物搬出
3. 内装材撤去
4. 建具撤去
5. 屋根材撤去
6. 上屋解体
7. 基礎解体
8. 整地

7.2 散水養生

粉じん発生防止のため、解体中は適切に散水を行うこと。

番号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考	
	町道本浜岡部線改良工事							
	解 体 工 事		1	式				
	直 接 工 事 費							
	共 通 仮 設 費		1	式				
	現 場 管 理 費		1	式				
	一 般 管 理 費		1	式				
	合 計							
	消 費 税						10.0%	
	総 合 計							

番号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考	
A	解体工事							
	木造2階建て瓦葺き 延床面積104.27㎡ 平屋木造倉庫2.52㎡							
1	仮設工事		1	式				
2	解体等工事		1	式				
3	発生材処理工事		1	式				
4	撤去後整地工事		1	式				
	石綿含有調査後の分析費用等は実績で精算する							
	計							



カーポート

ビニール
ハウス

NO. 2

NO. 4

EC2 (NO. 3+2

BC3 (NO. 4+9.39) R=30.0
BC4 (NO. 1+14.2) R=30.0

SP2 (NO. 2+8.5)

HT. 5

ホース

6

21.95

23.47

23.43

24.12

24.45

23.43

23.36

23.50

24.48

24.93

25.02

25.0

21.94

22.82

24.04

23.95

24.94

25.89

25.92

21.78

24.10

24.74

23.78

23.629

23.43

23.62

22.47

25.32

24.89

24.88

22.92

23.82

27.11

25.24

21.08

24.01

24.90

25.42

